

保健・福祉関係の2事業を事務事業評価

議会が継続して評価 ↓ 提言できる取り組みを実践

4月より「健康づくり」をテーマとして、常任委員会の事務事業調査を行ってきました。8月末に「健康マイレージ事業」と「特定健診未受診者対策事業」の事務事業評価を全議員で行いました。

評価する項目は、次の5項目についてです。

1. 村民(村)のニーズを把握した事業となっているか
2. 事業の課題、問題点を認識できているか
3. 事業に工夫(費用、効果・効率)はみられるか
4. 計画、ビジョン、施策等に見合った事業となっているか
5. 事業の成果

評価は5段階で行い、全議員での評価後に総務常任委員会で整理し、委員会評価・方向性・理由についてまとめました。

特定健診未受診者対策事業

事業内容 特定健診の受診を促す。村民の生活習慣病発症予防・重症化予防を目的とし、住民自らが自身の健康状態を理解して生活習慣を振り返る機会となる。

点数 90点/125点満点
方向性 拡充・**継続**・改善・縮小・完了
理由

取り組みに工夫は見られるが、若年層の受診率向上に向けた啓発や、医療機関と保健指導との連携については、今後の課題であり検討していく必要がある。

ウォーキングマイレージ事業

事業内容 歩数計やスマホアプリで測定した歩数等の数値や健康増進につながる行動(特定健診等)をした場合にポイントが獲得。商工会商品券等と交換でき、楽しみながら健康づくりの継続を図る。

点数 75点/125点満点
方向性 拡充・継続・**改善**・縮小・完了
理由

健康づくりのビジョンやイメージ戦略をしっかりと作っていくことが、事業を効果的に行うためには重要である。その上で、「歩く→健康」というウォーキングの意義と効果を明確にしていく必要がある。また、健康づくりに頑張る人へポイントを付与する等、ポイント付与のあり方や誰もが参加できる仕組みづくりについては、今後も検討が必要である。

経済常任委員会 活動報告

委員長 佐々木紀嘉

村補助金で漬物加工所設置進む

小屋等の改修で加工所にできます

令和6年6月の食品衛生法改正に伴い、これまで保健所への届けのみで製造・販売できていたものが、許可が必要となりました。

経済常任委員会は、村の特産品である漬物・加工品の販売が出来なくなるので、対策を検討してきました。結果、村では令和5年12月に、漬物の製造加工所設置等補助金を制定しました。

必要な設備としては、2層のシンクと手指を直接触れないで操作できる蛇口付きの手洗い場、水洗いが出来る床・腰の高さ位までの壁、冷蔵庫等が必要です。

これまで、許可施設2件(製造販売中)、申請中が1件となっています。

今回改修された方は、ラッキョウ・梅干・粕漬け等を出荷しています。これからは、奈良漬け・高菜漬け・白菜漬け・大根漬け等も予定しています。

加工所設置を希望する方は、まずは保健所に、補助金申請は、役場農林建設課までお問い合わせください。(7212313)

補助金交付確認

- 補助額
- ・個人: 補助対象経費の3/4 (75万円上限)
 - ・グループ: 補助対象経費の3/4 (150万円上限)
- 申請事業の実施期間
- ・交付決定日から令和7年3月31日までに完了できるもの

自宅横の通路を改修した加工所



狭い土地しかありませんでしたが、保健所の許可がありました。補助金で、自分の出し分が少なくて済みました。

小屋を改修した加工所



歳も歳ですが、補助金が出るので、費用が余りかかりませんでした。梅干し等を店に出す楽しみで思い立ちました。

総務常任委員会
令和6年度
政策サイクル

